

## ○建築協定書の縦覧規則

平成17年10月1日

規則第164号

改正 平成18年3月30日規則第16号

平成23年6月30日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第71条（第74条第2項又は第76条の3第4項若しくは第6項において準用する場合を含む。）及び第73条第3項（第74条第2項、第75条の2第4項又は第76条の3第4項若しくは第6項において準用する場合を含む。）に規定する建築協定書（以下「協定書」という。）の縦覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧期間)

第2条 法第71条の規定による関係人の縦覧期間は21日間とし、法第73条第3項の規定による一般の縦覧期間は当該協定書の有効期間内とする。

(縦覧場所)

第3条 協定書の縦覧場所は、建築課とする。

(平18規則16・全改)

(縦覧時間)

第4条 協定書の縦覧時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(平23規則49・一部改正)

(休日)

第5条 休日（ふじみ野市の休日を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第3号）第1条に規定する市の休日をいう。）には、協定書の縦覧は行わないものとする。

(縦覧時間の変更及び臨時休日)

第6条 前2条の規定にかかわらず、市長は、協定書の整理その他必要がある場合は、縦覧時間を変更し、又は臨時に休日を定めることができる。この場合において、市長は、その旨を縦覧場所に掲示するものとする。

(縦覧手続)

第7条 協定書を縦覧しようとする者は、縦覧場所に備え付けてある縦覧簿（別記様式）に縦覧年月日、縦覧者の住所、氏名、年齢、職業、縦覧する建築協定の名称その他必要事項を記入し、係員の承認を得た上、当該係員の指示に従って縦覧しなければならない。

(縦覧料金)

第8条 協定書の縦覧は、無料とする。

(協定書の持ち出し禁止)

第9条 協定書を縦覧する者は、協定書を縦覧場所の外に持ち出してはならない。  
(協定書の返納)

第10条 縦覧者は、縦覧を終わったとき、又は縦覧時間を経過したときは、直ちに係員に協定書を返納しなければならない。

(縦覧の制限)

第11条 係員は、次の各号のいずれかに該当する者の縦覧を停止し、又は拒否することができる。

(1) この規則の規定に違反した者

(2) 協定書を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の建築協定書の縦覧規則(昭和63年上福岡市規則第32号)又は建築協定書の縦覧規則(昭和47年大井町規則第100号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第49号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。



